

(9)検数料金（参考）

平成 18 年 5 月 15 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I. 適 用 範 囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

（1 トンにつき 単位円）

品 目			料 金
コ ン テ ナ	実 入		95.80
	空		91.30
ユニタイズ貨物 ノックダウン自動車			135.70
袋 物・ベール物			180.70
冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品			375.60
木 材	水落しもの	南 洋 材	100.60
		その他材	164.70
	岸壁上げもの		
鋼 管（口径 12 インチ以上） 鉄 鋼 コ イ ル			135.70
一 般 鋼 材（工場専用岸壁扱いのもの）			228.10
専 用 船 揚 積 貨 物	コンテナ	実 入	62.70
		空	59.80
	ノックダウン自動車		95.50
	パ ル プ		124.00
一 般 雑 貨			267.50

（注）(1) 木材（原木のプレスリング状態のものに限る）については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

(2) コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

（1 トンにつき 単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1 個当り 5 トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

(3) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

3. 割 引 料 金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5 % に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引きます。

- ① 3 ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1 回当りの取扱量が 3,000 トンを超えること

4. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1 口 1 時間につき 単位円)

昼 夜 区 分	料 金
昼 間 (08 時 30 分から 16 時 30 分まで)	4,557
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	7,089

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては 8 時 30 分、半夜荷役にあつては 16 時 30 分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最 低 料 金

最低料金は、次のとおりとします。

(1 口につき 単位円)

昼 夜 区 分	料 金
昼 間 (08 時 30 分から 16 時 30 分まで)	36,150
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	36,150

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消の場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消について

は、昼間作業の最低料金を適用します。

- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

荷役開始後における中止又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金を満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6. 撒穀飼類の受渡に係る書類作成料（メイズ・マイロ・大豆・大麦）

（1 トンにつき 単位円）

	料 金
書 類 作 成 料	42. 50

7. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1 トンにつき 40 銭
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1 トンにつき 35 銭

8. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1, 000 キログラム、容積は 1. 133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入り・空とも 20 フィート型は 1 個当り 32 トン、40 フィート型は 1 個当り 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

10. そ の 他

- (1) 特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時作業及び特殊作業（海難船作業・防波堤外作業・荒天時作業・特殊船作業・荷印、仕訳を伴う作業等）の場合は、料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

- (3) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、ブロックストウェージ作業・パレタイズ立合作業・輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類（ファイナルストウェージプラン・コンテナロードプラン・コンテナ詰証明書・輸入ボートノート等）を作成した場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。